

基本方向	施策の方向	重点事項	
		H22	提案委員名
<b>目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革</b>			
1 男女平等の視点に 立った教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進	○	M委員
	(2) 学校における男女平等教育の推進	○	A委員、F委員、H委員、 G委員、I委員、 P副会長、J委員、M委員
	(3) 地域における男女平等教育の推進	○	M委員
2 男女共同参画の啓 発	(1) 広報啓発活動の充実		
	(2) 調査研究の充実	○	D会長
	(3) メディアにおける男女共同参画の推進	○	A委員
3 女性の人権を尊重する 認識の浸透	(1) 性の尊重についての認識の浸透		
	(2) 母性の重要性の認識の浸透	○	N委員、L委員
4 女性に対するあらゆる 暴力の根絶	(1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透	○	B委員、C委員、D会 長、J委員、K委員
	(2) セクシュアル・ハラスメントの防止		
	(3) 被害者への相談・支援体制		
<b>目標Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進</b>			
1 政策・方針決定過 程への女性の参画 促進	(1) 審議会等への女性の参画の促進	○	B委員
	(2) 方針決定過程における女性の参画の促進	○	A委員
	(3) 農業経営活動への女性の参画支援	○	G委員、K委員
2 地域社会への男女 共同参画の促進	(1) 社会活動への参加促進		
	(2) ボランティア活動への参加促進		
	(3) 地域リーダーの養成	○	F委員
	(4) 国際交流・国際協力の促進	○	D会長
	(5) 防災分野における男女共同参画の促進	○	N委員、P副会長
	(6) まちづくりにおける男女共同参画の促進		

基本方向	施策の方向	重点事項	
		H22	提案委員名
<b>目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり</b>			
1 男女がともに働く ための環境整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		
	(2) 育児支援体制の充実	○	B委員、C委員、E委 員、F委員 O委員
	(3) 家庭生活への男女共同参画の促進	○	K委員
2 就労における男女 平等の促進	(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保	○	E委員、H委員
	(2) 職場における男女平等の促進		
3 就業機会の促進	(1) 就業支援体制の充実		
	(2) 雇用機会の情報収集・提供	○	E委員、L委員、 R委員
	(3) 女性の再チャレンジ支援	○	H委員、L委員、O委 員
<b>目標Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり</b>			
1 母子保健の充実	(1) 保健相談や指導体制の充実	○	C委員、O委員
	(2) 保健・健康診査の充実	○	R委員
2 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進		
3 安心できる介護環 境の整備	(1) 介護の支援体制の充実	○	S委員、N委員
	(2) 高齢者や障害者に対する社会参画自立支援		
4 生涯学習の推進	(1) 学習機会や学習情報の提供	○	J委員

プランの推進	市民における推進
	庁内における推進
	国・北海道などとの連携